

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会設置要綱

1 設置の目的

室蘭市における北海道並びに東北地域、北関東地域、甲信越地域及び北陸地域並びに南関東地域の1都18県のPCB廃棄物処理事業に関して、安全の確保及び運搬に係る調整並びに早期処理に向けた取組の促進を図るため、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 組織

- (1) 協議会は、北海道、1都18県及び当該道都県内の政令市の担当課長職並びに室蘭市の担当部長職をもって組織する。
- (2) 協議会に、会長1名、副会長1名、各地域ごとに幹事1名を置き、会員の互選により選出する。但し、会長、副会長は、幹事を兼務しないものとする。
- (3) 協議会に幹事会を置き、会長、副会長及び幹事で構成する。
- (4) 環境省及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、協議会及び幹事会のオブザーバーとする。

3 協議調整事項

- (1) PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項
- (2) PCB廃棄物の収集運搬に関する事項
- (3) 北海道及び1都18県のPCB廃棄物処理計画に関する事項
- (4) その他PCB廃棄物の処理事業に関する事項

4 運営

- (1) 協議会及び幹事会は会長が主宰する。
- (2) 協議会の運営に必要な経費は、会員が負担するが、その負担額は、協議会において協議し定める。

5 事務局

協議会の事務局は、会長都道県市が担当する。

6 その他

協議会は、原則、室蘭市において開催する。

- 附則 この要綱は、平成16年7月2日から施行する。
この要綱は、平成27年1月21日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年9月9日から施行する。